

議員報酬など議会改革 特別委員会報告

令和6年12月19日

ただ今から、議員報酬など議会改革特別委員会の委員長報告を行います。

令和6年12月13日午後1時55分から美浜町議会全員協議会室で、委員12名及び議長の出席のもとに本委員会を開催し11月29日に本委員会に付託されました発議2件についての協議を行いました。

はじめに 発議の説明を行い、質疑、意見交換を行った後に採決という流れで委員会を進行しました。

以下、本委員会で審査された経過と結果を報告します。

(1) 発議第3号 美浜町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

は、美浜町議会は、令和6年人事院勧告を参考に、期末手当の支給割合を民間と同等の支給割合に改正する。というものであります。

改正内容は、令和6年人事院勧告を参考に、民間のボーナスの年間支給割合と同等である年間支給割合（4.60）に議員の期末手当の年間支給割合を合わせる。というものであり、今回引き上げる0.10の内訳は、議員の期末手当の6月支給分0.05、12月支給分0.05をそれぞれ引き上げる。というものであります。

主な意見としては、

「前回も反対したので反対する」という意見がありました。

採決の結果、賛成多数で承認することに決しました。

次に

(2) 発議第4号 議員報酬改定検討報告書を町長（報酬審議会）に提出する決議（案）について

は、美浜町議会は、令和3年6月18日に提出した美浜町議会議員報酬（月額）改定検討報告書、令和4年1月17日付けの美浜町特別職報酬等審議会の答申（報告）を再検証し、町民参加型の講演会や「議会と語ろう会」を通じて、議会の見える化などの議会改革を進めながら、議会に多様な人材が集まる環境を整備して、代謝が進み議会がより活性化する道筋をつくるため、議員報酬の引き上げについて、町民のみなさんと一緒に考えながら、その理解促進に努めてきました。

ひきつづき、議会を活性化し、持続的な地域民主主義の実現のために、将来を見据えた多様性ある住民の立候補を目的とするには、議員報酬の改定が必要であるという結論に至りましたので、検討結果から導き出した

報酬額を示します。

なお、改定する報酬額の最終決定は、美浜町特別職報酬等審議会の答申を経て、議会本会議に発議し、討論、採決の後、賛否の決定がなされます。

美浜町議会は、議員報酬（月額）改定検討報告書の提出者として、美浜町特別職報酬等審議会からの説明又は意見聴収の求めに対して真摯に対応してまいります。

今回示す報酬額につきましては、美浜町特別職報酬等審議会の審議内容によって、議会本会議に発議する最終的な報酬額を決めますので、美浜町特別職報酬等審議会におかれましては、議会へのご指摘、意見聴取の機会を設けていただきますようお願いいたします。

美浜町議会議員は、自らの報酬を引き上げたいのではなく、有能な人材を確保し、議会の組織パフォーマンスの向上を図ることを主眼に置き、若者・女性・障がい者、勤労世代の町民が、住民自治（民主主義）の担い手として立候補し、議員としての職責を果たしながら美浜町のより良い発展を築いていく原動力として活躍して欲しいということを切に願うものであります。

よって美浜町議会は、議員報酬改定検討報告書を町長（報酬審議会）に提出する。というものであります。

主な意見として、

「議員定数の削減を同時にやるべきだ」という意見。

「38万2500円の引き上げには反対」という意見。

「金額が高いとか、定数削減という話ではなく、それらは報酬審議会で協議されるので、議会側がまとめた文書を報酬審議会に出すか、出さないかの判断をすれば良いと思う」という意見。

「これまで特別委員会を設置したり、1年間かけて議員の活動量調査などを行って、議論しながら報告書をまとめてきた。それを出しませんという選択肢はない。住民の意見、行政の意見など報酬審議会を通じて協議してもらい。その結果を見て、再度、議会側の考えをまとめれば良いので、決議案に賛成」という意見。

「報酬が一律でアップすることに反対。持論ではあるが、例えば常任委員会の委員長が8万円、副委員長が5万円。特別委員会の委員長が5万円、副委員長が3万円など、それぞれの職務に合わせて報酬を上げるのが一番良いと思うので決議案には反対」という意見がありました。

採決の結果、賛成多数をもって承認することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午後 2 時 4 9 分本委員会を閉会いたしました。
以上をもって、議員報酬など議会改革特別委員会の委員長報告を終わります。